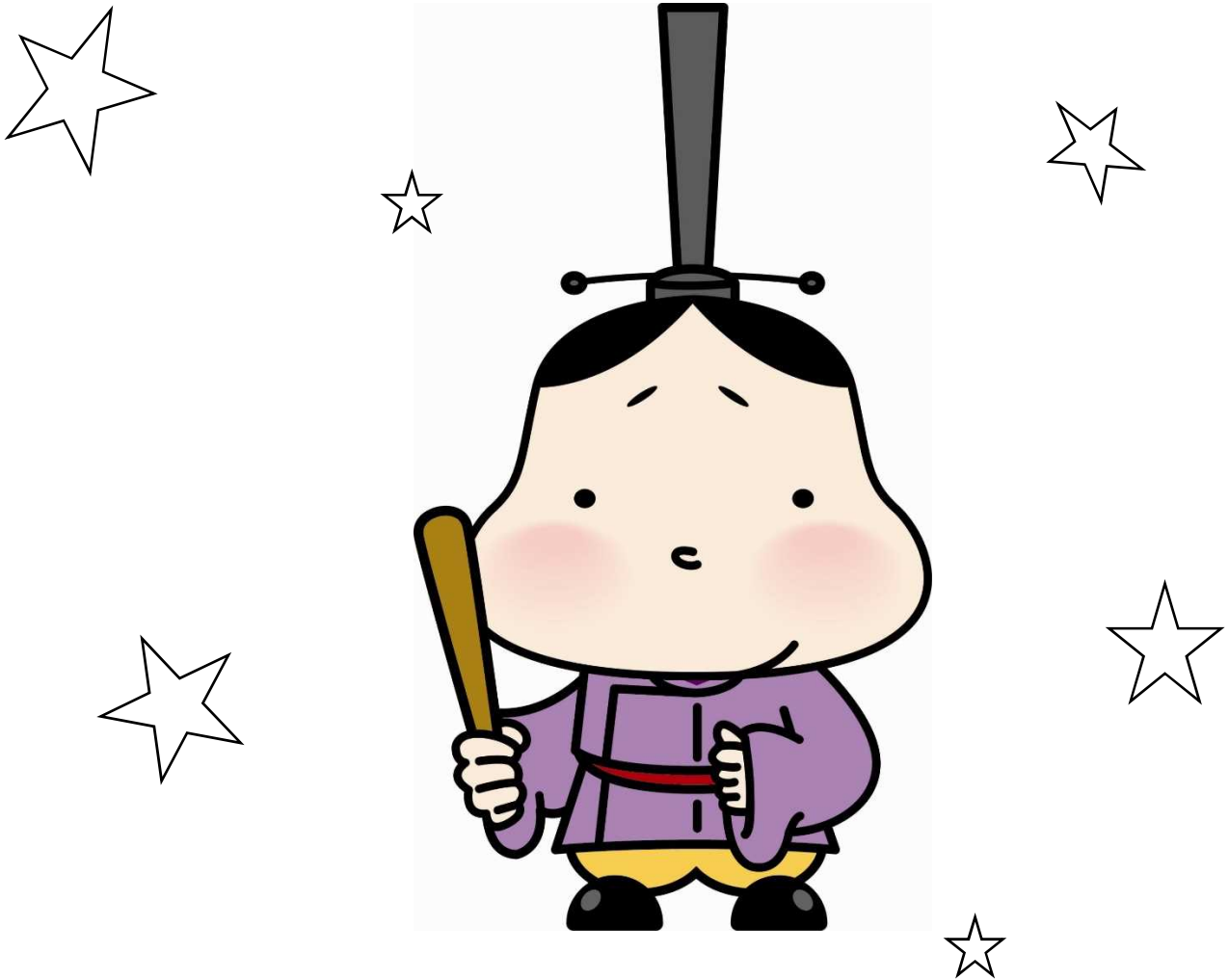


令和8年（2026年）度
放課後児童健全育成事業

大津市立児童クラブ通所案内

【概要と登録手続案内】



大津市 児童クラブ課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

☎077-528-2776

最新情報は、大津市ホームページ
(児童クラブ課ページ) からご覧ください。⇒



※この【通所案内】は登録手続き後も必要ですので、大切に保管してください。

【 目 次 】

◇ 児童クラブ（放課後児童クラブ）の概要	1～2
◇ 通所登録申請の受付について	3～4
◇ 申請に必要な書類	5～6
◇ 申請後の流れ	6
◇ 保護者負担金・納付方法	7
◇ 保育料及び間食費の減免	8～9
◇ 延長保育の利用手続き	10
◇ 登録抹消（退所）手続き	10
◇ よくある質問	11
◇ 令和8年度からの変更点	12
◇ 通所登録申請書記入例	13
◇ 保育料等減免申請書記入例	14
◇ 延長保育利用承認申請書記入例	15
◇ 延長保育利用中止（変更）承認申請書記入例	16
◇ 大津市立児童クラブ一覧	17
◇ 電子申請一覧	18

児童クラブのこどもたち

「ただいま！」こどもたちが、学校から元気に帰ってくると、支援員が「おかえり！」と迎えます。

児童クラブは、こどもたちにとって、ほっとできる場所です。

こどもたちは、友だちと遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたりして、夕方まで過ごしています。

また、年間を通じて、楽しい活動や取り組みもあり、いきいきとした生活をくりひろげています。

◇ 児童クラブ（放課後児童クラブ）の概要 ◇

【1】児童クラブとは

保護者が労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難な児童を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るための施設です。市内には市立児童クラブと民間児童クラブがあります。

（以下は市立児童クラブに関する説明です。民間児童クラブについては、各児童クラブにお問い合わせください。）

【2】通所の資格

小学校等に就学している児童で本市に住所を有し、保護者それぞれが次のいずれかに該当し、家庭において保育を受けることが困難であること。

- (1) 昼間労働することを常態としていること（月15日以上かつ1日実働5時間以上）
 - (2) 妊娠中（出産前8週間）であるか、又は出産後8週間を経過しないこと
 - (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること
 - (4) 同居の親族を常時介護していること
 - (5) 災害等に罹災し、復旧にあまっていること
 - (6) 上記（1）の基準に相当する日数、時間において就学していること
- （上記（1）から（5）のほか、これらに類するものとして市長が認める状態にあること。）

※変更があった際は、児童クラブ課か児童クラブへ速やかに連絡し、変更後の確認書類を提出してください。通所資格が確認できない場合は退所していただく場合があります。

【3】開所日・時間

開所日	開所時間
通常（学校のある日）	11時00分～18時00分
土曜日	8時30分～18時00分
小学校の振替休業日	8時00分～18時00分
夏・冬・春休みの期間（土曜日を除く）	8時00分～18時00分

※行事や災害などにより各児童クラブによって開所時間に変更になる場合があります。

【4】閉所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）

その他、臨時閉所する場合があります。

※臨時閉所する際は「安心でんしょばと(連絡メッセージ)」等にてお知らせします。

【5】延長保育

開所日の月曜日～金曜日の18時以降も保育を必要とする方を対象とします。事前に利用申込みが必要です。詳細は、10ページにある「延長保育の利用手続き」をご覧ください。

【6】通所可能な児童クラブ

原則、児童が通学している小学校区の児童クラブ又は居住学区の児童クラブに通所していただきます。転居等の特別な事情がない限り、児童クラブの変更はできません。

【7】児童クラブの一日（例）

通常日		学校休業日	
時間	内容	時間	内容
下校時	帰所 宿題 遊び	8時(土曜日は8時30分)	登所
		9時	朝の会 学習(宿題など) 遊び
		12時	昼ごはん(お弁当持参) 休息
		14時	遊び
15時30分頃	おやつ		
	遊び 片付け		
17時頃	帰りの会 帰宅 <u>※17時30分(10/15~2/15は17時)に、方面ごとに集団で帰宅します。</u> ※集団で帰宅しない場合は、18時までにお迎えが必要です。		
18時	延長保育開始 ※延長保育時間はお迎えが必須です。土曜日は、延長保育はありません。		
18時30分又は 19時	延長保育終了		

◇ 通所登録申請の受付について ◇

通所登録を希望される方は、下記の日程で受付を行いますので、通所登録申請書にご記入の上、下記の受付期間内に必要書類を全てそろえて申し込みをしてください。書類の不足や申請期間を過ぎての受付はできません。また、受付場所、期間は変更になることもありますので、最新情報を広報おおつや市ホームページでご確認ください。

【1】 通年通所登録申請

	受付期間	受付場所・時間
4月1日通所 (新規・再登録)	<p style="text-align: center;">令和8年1月5日(月) ～令和8年1月31日(土)</p> <p>※通所説明会 令和8年3月7日(土) ※通所登録決定通知は令和8年2月下旬に発送予定 ※受付期間後は、<u>5月1日以降</u>の通所登録申請として受付します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時(土日祝日除く) ・各児童クラブ 11時～13時(土日祝日除く) 9時～13時(土曜日のみ)
年度途中(5月～3月)の通所 <u>※通所開始日は毎月1日</u>	<p style="text-align: center;"><u>通所希望月の前月15日まで</u> (15日が土日祝日の場合は、直前の開庁日まで)</p> <p>※通所登録決定通知は、通所希望月の前月20日頃に発送予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時(土日祝日除く)

※児童クラブの保育料等を滞納している場合は(兄弟姉妹の利用分も含む)、申請前に全額納付していただきます。

※受付時に児童に関するヒアリング等を行いますので、支所及び郵送では受付できません。ただし、大津市に転入予定の方で、上記受付場所、時間に申請が難しい場合は、児童クラブ課までお問い合わせください。

※就労を開始する予定、又は育児休業・病休等からの復帰に伴い通所を希望される場合は、就労開始月の前月15日まで(15日が土日祝日の場合は、直前の開庁日まで)に申請していただくと、就労開始月の1日から通所することが可能です。

【2】 通所継続の申出

通所中の児童が翌年度も継続して通所を希望する場合は、通所継続の申出が必要です。毎年11月に通所資格と継続の意向確認を行います。継続の申出がないと翌年度の4月1日から通所することはできません。通所資格が確認できない場合は、判明時点で退所していただきます。

【3】長期休業期間の通所登録

通年通所中であれば、小学校の長期休業期間中も利用できます。

夏・冬・春休みに実施する短時間保育を希望する場合は、下記の申請受付期間内に申請してください。通所登録に十分な準備期間が必要なため、締切厳守です。

通所期間	申請受付期間	受付場所
<p>夏休み 参考：大津市立小学校は 7/21～8/31</p> <p>保育料：18,000円 <u>保育時間は15時まで、 間食提供及び土曜保育、 延長保育はありません。</u></p>	<p><u>令和8年5月11日(月)～ 5月30日(土)まで</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時 (土日祝日除く) ・児童クラブ 11時～13時 (土日祝日を除く) 9時～13時 (土曜日のみ)
<p>冬休み 参考：大津市立小学校は 12/24～1/6</p> <p>保育料：500円×開所日数 <u>保育時間は15時まで、 間食提供及び土曜保育、 延長保育はありません。</u></p>	<p><u>令和8年10月26日(月)～ 11月13日(金)まで</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時 (土日祝日除く) ・郵送
<p>春休み 参考：大津市立小学校は 3/25～4/8</p> <p>保育料：500円×開所日数 <u>保育時間は15時まで、 間食提供及び土曜保育、 延長保育はありません。</u></p>	<p><u>令和9年1月22日(金)～ 2月5日(金)まで</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時 (土日祝日除く) ・郵送

※最新情報は市ホームページをご確認ください。

【4】郵送で期間通所の申請について

令和8年度から冬休み・春休み期間の通所登録申請を郵送で受付します。

申請期間中に、**レターパック又は簡易書留**にて申込書類をご郵送ください。**(締切日必着)**

- ・書類のチェックシートがありますので市ホームページからダウンロード又は各児童クラブで取得し、不備のないように送ってください。不備があれば受付できません。
- ・書類に不備がある場合は、原則不備解消後の受付となり、入所月が希望どおりにならない場合がありますので、ご了承ください。
- ・申請書類の到着確認について、お答えすることはできません。
- ・支所（市民センター）では、受付できません。

【あて先】 〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市役所 児童クラブ課

◇ 申請に必要な書類 ◇

下記の書類は、児童クラブ課及び各児童クラブにあります。また、一部の書類は市ホームページの児童クラブ課のページにも掲載しています。通所の資格をご確認いただき、書類をすべて揃え、受付場所へ持参してください。（必要書類がないと受付ができません。）

【1】 大津市立児童クラブ通所登録申請書/継続申出書（記入例：13ページ）

児童1人につき1枚の提出が必要です。当該申請書を児童台帳として使用します。

【2】 保護者の就労証明書等の通所資格を証明する書類

労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難であることを証する書類（発行日が、手続き日の3ヶ月前の日の属する月以内のものに限る）が、保護者全員分が必要です。通所資格によって提出書類が異なりますので余裕をもってご準備ください。

※証明日が有効であればコピーでも可能です。

※提出後のコピーや別の申請への流用は対応できません。

通所の資格を証明する書類

通所の資格	必要書類
<p>(1) 昼間労働することを常態としていること ※労働時間及び日数が、下記のいずれにも該当していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月に15日以上 ・おおむね午前8時30分から午後6時までの間に おいて1日5時間以上 ・就労終了午後2時以降（夏・冬・春休み通所を除く） 	<p>○保護者の就労証明書 ※個人事業主の場合は、開業届や確定申告書の写しなどの事業実態が確認できる書類が必要です。（ただし株式会社等の代表や役員は除く） ※申請時に就労（復職）予定の場合は、勤務開始後に証明書の再提出が必要です。 ※ダブルワークの方は、それぞれの就労証明書を用意してください。 ※必要に応じてシフト表や出勤簿等を添付していただくことがあります。</p>
<p>(2) 妊娠中（出産前8週間）であるか、又は 出産後8週間を経過しないこと</p>	<p>○母子手帳の写し （出産する方の名前と出産予定日が確認できるページ） ※出産前8週間以前の場合は、保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等が必要です。</p>
<p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体 に障害を有していること</p>	<p>○児童の保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等、身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ※診断書の場合、症状のみや就労が困難である記載だけでは審査できません。必ず、保育が困難であることの明記が必要です。</p>
<p>(4) 同居の親族を常時介護していること ※介護する日数・時間が(1)の基準に相当すること</p>	<p>○介護により児童の保育が困難な状況がわかる診断書等、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証の写し</p>
<p>(5) 火災、風水害等の災害に被災し、復旧にあ たっていること</p>	<p>○り災証明等および復旧の従事状況がわかるもの</p>
<p>(6) 上記のほかに、これらに類するものとして 市長が認める状態にあること</p>	<p>○上記以外の保育が困難な状態等がわかるもの 《就学の方》 ・就学の実態等が確認できる書類（例：在学証明書、学生証） ・(1)の基準に相当する日数・時間において、就学していることが確認できる資料 （例：カリキュラム、時間割）</p>

【3】口座振替依頼書（本人控えの写し）

保育料、間食費、延長保育料及び傷害保険料のすべてを登録口座より振替します。新規申請の方及び再登録で口座の変更を希望する方は、必要事項を記入（1部につき児童2人まで記入可）し、取扱金融機関で手続きをしてください。金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」（本人控えの写し）を、必ず提出してください。

○取扱金融機関

滋賀銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行 京都銀行 京都信用金庫
京都中央信用金庫 滋賀県信用組合 京滋信用組合 滋賀県民信用組合 近畿労働金庫
近畿産業信用組合 三菱UFJ銀行 レーク滋賀農業協同組合 滋賀中央信用金庫
近畿二府四県内のゆうちょ銀行 の各金融機関の本店及び支店

※口座振替依頼書は、支所及び一部取扱金融機関にも設置しています。

※口座振替日は、7ページをご確認ください。

【4】大津市立児童クラブ保育料等減免申請書（記入例：14ページ）

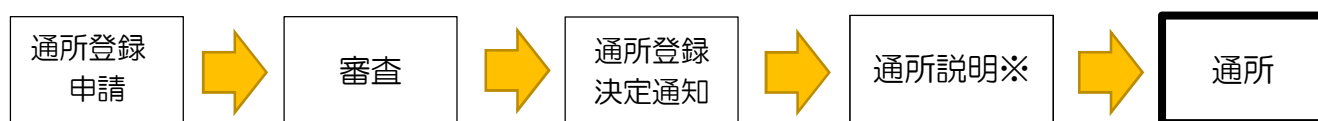
8～9ページをご確認の上、該当する場合は児童1人につき1枚が必要です。

【5】大津市立児童クラブ延長保育利用承認申請書（記入例：15ページ）

開所日の月曜日～金曜日の18時以降も保育を必要とする児童を対象として延長保育を行います。利用を希望する場合は児童1人につき1枚申請書をご提出いただくか、期日までに大津市電子申請サービスより申請をしてください。（18ページに二次元コードを掲載しています。）

※詳しくは、10ページをご確認ください。

◇ 申請後の流れ ◇



※各児童クラブの概要や生活を説明する「通所説明」を通所決定した児童クラブにて保護者の方に受けていただきます。再登録であっても「通所説明」は必ず受けていただくこととなりますので、ご了承ください。

【注意事項】

- 申請内容について事実と異なることが判明した場合は、決定の取消又は登録抹消となる可能性があります。
- 通所登録決定後に通所を取り止める場合は、通所開始日の一週間前までに児童クラブ課までご連絡ください。連絡がない場合は、通所月の保育料等を徴収します。
- 通所決定後に通所の資格、世帯構成、住所及び保護者の勤務先等に変更があった場合は、速やかに児童クラブ課に申し出てください。

◇ 保護者負担金・納付方法 ◇

【1】保護者負担金

- ① 保育料 児童1人につき、月額10,000円
7月・8月は月額12,000円
- ② 間食費 児童1人につき、月額3,500円
生活保護・非課税世帯は月額1,750円（申請が必要です）
- ③ 延長保育料 18時30分まで利用 児童1人につき、月額1,000円
19時00分まで利用 児童1人につき、月額2,000円
- ④ 傷害保険料 令和8年4月以降の新規通所の方は毎年度傷害保険料が別途必要です。
年額800円（予定）
令和7年度までに登録された児童の傷害保険料はいただきません。

※令和8年度より登録料は廃止します。

※保育料等の減免制度は、8～9ページを参照ください。

【2】納付方法

保育料、間食費、延長保育料及び傷害保険料などすべての負担金は口座振替しますので必ず入金をお願いします。口座振替日は毎月月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

<令和8年度口座振替日>

	口座振替日		口座振替日
4月分	4月30日（木）	10月分	11月 2日（月）
5月分	6月 1日（月）	11月分	11月30日（月）
6月分	6月30日（火）	12月分	1月 4日（月）
7月分	7月31日（金）	1月分	2月 1日（月）
8月分	8月31日（月）	2月分	3月 1日（月）
9月分	9月30日（水）	3月分	3月31日（水）

※口座振替日に残高不足等で引き落としができなかった場合、督促手数料及び延滞金がかかる場合がありますので、速やかにお支払いください。

【3】口座振替の変更について

- ① 口座名義、銀行、支店等を変更する場合は、改めて手続きが必要です。
- ② 次年度以降も継続して通所される又は再登録の場合、変更がなければ手続きは不要です。

【4】注意事項

- ① 保育料の滞納
保育料は3ヶ月以上滞納となった場合、通所登録抹消の措置をとらせていただきます。
- ② 督促手数料及び延滞金
保育料等を滞納されると、督促手数料及び延滞金に加算される場合があります。

◇ 保育料及び間食費の減免 ◇

【1】減免申請について

対象者が減免を希望される場合は、減免申請書（市ホームページからもダウンロード可）を児童クラブ課又は各児童クラブに提出してください。減免対象の審査がありますので、お早めに申請願います。

※申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。また申請書の提出が遅れた場合、減免の遡及適用はできません。（記入例：14ページ）

	減免対象	減免区分	内 容
①	<u>生活保護法の規定により保護を受けている場合</u>	免除 及び 減額	保育料 10,000円 → 0円 7・8月 12,000円 → 0円 間食費 3,500円 → 1,750円
②	保護者のいずれもが令和6年1月～12月までの所得に係る令和7年度 <u>市民税が非課税</u> である場合		
③	児童が <u>負傷又は疾病のため全月（1日～31日）にわたって欠席</u> した場合	免除	該当月分のみ 保育料 10,000円 → 0円 7・8月 12,000円 → 0円 間食費 3,500円 → 0円
④	災害その他特別の事情がある場合	免除 又は 減額	必要と認められる額を減免
⑤	① ②に該当する者を除き、 <u>ひとり親家庭等</u> に属する場合 ※ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯	減額	保育料 10,000円 → 8,000円 7・8月 12,000円 → 9,600円
⑥	児童が <u>兄弟姉妹</u> で2人以上児童クラブに通所登録している場合 （兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象）	減額	（最年少児童以外の兄弟） 保育料 10,000円 → 8,000円 7・8月 12,000円 → 9,600円
⑦	<u>ひとり親家庭等</u> に属しかつ <u>兄弟姉妹</u> で通所登録している場合	減額	（最年少児童以外の兄弟） 保育料 10,000円 → 6,000円 7・8月 12,000円 → 7,200円

【2】注意事項

- 8ページの①、②、⑤及び⑦により申請される場合はその状況に関する公簿の確認が必要になるため、申請書の同意書欄に署名及び押印してください。
- 令和7年1月2日以降に大津市へ転入された方で、②を理由に申請される場合は、前住所地の市町村で、令和7年度（令和6年分）の非課税証明書（証明日が直近3か月のもの）を取り寄せていただき、減免申請書に添付してください。
- 児童が負傷又は疾病のため全月欠席したことにより申請される場合、傷病名が確認できる診断書等を添付してください。
- 必要な添付書類がない場合は、受付できません。
- 減免申請は、毎年度又は通所登録申請毎に提出が必要です。前年度に減免の適用を受けていた方も、必ず申請書を提出してください。
- 保育料等の減免は、申請書を提出いただき、審査のうえ決定します。決定した場合は、申請書を受理した月からの適用となります。申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。
- 減免申請書は児童1人につき、1枚提出が必要です。
- 減免決定を受けた方で、減免に係る申請事由の消滅等、変更があったときは、速やかに児童クラブ課又は各児童クラブへ連絡してください。連絡がない場合でも、上記の変更等が明らかになったときは決定を取り消し(変更し)、さかのぼって保育料等を納付いただくことがあります。
- 延長保育料の減免はありません。

◇ 延長保育の利用手続き ◇

【1】延長保育利用時間及び保育料

- (1)月曜日から金曜日までの18時00分から18時30分まで 月額1,000円
 (2)月曜日から金曜日までの18時00分から19時00分まで 月額2,000円

※延長保育については原則お迎えが必要です。土曜日の延長保育はありません。
 ※利用承認期間中は利用がなくても延長保育料がかかります。

【2】利用開始・変更申請

延長保育の利用を希望する場合は、下記の通り申請書を児童クラブ課または各児童クラブへ提出するか、電子申請してください。(18ページに二次元コードを掲載しています。)

申請種別	受付期間	申請書	受付場所・時間
1日(月初)からの利用開始申請	利用希望月の前月15日まで	延長保育利用承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所児童クラブ課(別館1階) 9時~17時(土日祝日は除く) ・各児童クラブ 11時~18時(日祝日は除く) ・電子申請サービス
15日からの利用開始申請	利用希望月の前月の末日まで		
時間・期間の変更	変更希望日(毎月1日)の前月15日まで	延長保育利用変更(中止)承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・各児童クラブ 11時~18時(日祝日は除く) ・電子申請サービス
中止	中止希望日(毎月1日)の前月15日まで		

※延長の中止を行った場合、再度利用するには新たに申請が必要です。

◇ 登録抹消(退所)手続き ◇

【1】通所登録抹消申出について

月末が退所日となりますので、「大津市立児童クラブ通所登録抹消申出書」を退所予定日の10日前までに児童クラブ課又は各児童クラブへ提出するか、電子申請してください。(18ページに二次元コードを掲載しています。)

【2】注意事項

- (1) 他市町村へ転出される場合も月末での抹消となります。
 (2) 期日までに通所登録抹消申出書の提出又は電子申請サービスによる通所登録抹消の申出がない場合は、在籍されているものとして保育料等を徴収します。

◇ よくある質問 ◇

Q：求職中でも児童クラブに通えますか？

A：求職中では通所できません。就労（予定）が決まった時点で就労証明書や雇用決定通知書等の書類を揃えて申請していただきます。提出が困難である場合は、事前に児童クラブ課にご相談ください。

Q：育児休業から復職予定で、弟妹の保育施設の利用申込中です。申込の結果がわかるのが児童クラブの通所申込受付締切後になり、保育施設の利用が決まらない場合は結果次第で育児休業を延長する予定ですが、児童クラブの通所手続はどうすればいいですか？

A：復職（予定）日が記入された就労証明書を取得し、児童クラブの通所申請もあわせて行ってください。保育施設の利用申込の結果がわかり次第、児童クラブ課に必ず連絡してください。結果を受けて、復職日が延びる場合は、通所希望月を繰り下げることが可能です。それに伴い、改めて就労証明書を取得いただく場合もあります。

Q：定員はありますか？

A：市立児童クラブに定員はありますが経過措置により要件を満たせば利用は可能です。地域によっては施設が狭隘化しているところもあります。

市内には民間児童クラブもありますので、ご希望の児童クラブを検討してみてください。

民間児童クラブ



Q：児童クラブの見学は可能ですか？

A：児童クラブは、見学が可能です。ご希望の児童クラブにお電話していただき、見学の日程を調整してください。保育時間中は見学が難しい場合があります。（通所申請できるのは、通学または居住する小学校区にある児童クラブです。）

民間児童クラブは、見学が可能かどうか、ご希望の児童クラブにお問い合わせください。

Q：児童クラブを一時的に休所して、必要なときに通所を再開できますか？

A：休所制度はございません。保育が必要なければ一旦退所し、保育が必要となったときに再度通所申請をしてください。

こんなときは速やかに児童クラブ課にご連絡ください。

- 結婚 離婚
- 住所変更（転居・転出）
※転出の場合、通所要件がなくなります。必ず事前にご連絡ください。
- 世帯構成の変更
- 保護者の就労先の変更（転職・異動等）
- 保護者の通所資格の変更（例：就労から出産や、疾病から就労へ変更など）
※変更後の通所資格が確認できる書類の提出が必要です。
通所資格が確認できない場合は退所していただきます。
- ひとり親の認定がなくなった場合

◇ 令和 8 年度からの変更点 ◇

【1】退所（登録抹消）について

原則、月末退所（登録抹消）とします。大津市から転出の場合、退職や産後8週経過など、月の途中で資格がなくなった場合は、当該月末までの通所が可能です。

【2】欠席届の廃止

6日以上連続して欠席する場合の「欠席届」を廃止します。

【3】期間通所の保育時間について

期間通所（小学校の長期休業期間中に行う短時間保育）の保育時間が15時までとなります。
令和8年3月の春休みから変更します。（間食提供、土曜保育、延長保育はありません）

【4】間食費について

月額3,500円となります。

【5】傷害保険料について

令和8年4月から新たに児童クラブに通所される児童には、児童クラブでの不慮の事故等に備えて加入する傷害保険料（800円/年（予定））をご負担いただきます。

令和7年度までに登録された方は令和8年度以降の傷害保険料はいただきません。

【6】期間通所登録申請の郵便受付について

春休み及び冬休みの短時間保育（期間通所）の通所登録申請の郵便受付を行います。

令和8年12月の冬休み期間の申請から受付する予定です。

記入例

大津市長

令和〇年〇月〇日

どちらかを〇で囲む

新規

再登録

大津市立児童クラブに通所したいので、大津市立児童クラブ条例第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて通所登録を申請します。

※ 太線の枠内を記入して下さい。

どちらかを〇で囲む

登録希望児童氏名	(フリガナ) オオツ ヒカル 大津 光	性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日 令和元年 〇月 〇日	兄弟姉妹で2人以上の申請 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		長等 小学校 1 年生	希望する児童クラブ名 長等 児童クラブ	
保護者	(住所) 〒 520- 8575 大津市 御陵町 3-1	自宅又は連絡がとれる携帯電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇	(保護者氏名) フリガナ オオツ タロウ 大津 太郎	
			(保護者氏名) フリガナ オオツ ハナコ 大津 花子	
登録希望期間	夏・冬・春休み通所はその期間を記入する 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで			
登録希望理由	具体的な理由 子どもの帰宅時に保護者のいずれもが就労しており、 家庭で保育できないため。			通年入所の場合は年度末まで記入する

「集団生活に慣れる」「兄弟姉妹と一緒に通所する」「異年齢との関わりを持つ」等の理由は該当しません

会社名・支店名等も記入する

児童との続柄	氏名	年齢	職業等	携帯電話番号	勤務先名 学校または園名
父	大津 太郎	38	会社員	090-xxx x-0000	〇×商事 大津支店
母	大津 花子	37	看護師	080-000 0-AAAA	〇×病院
兄	大津 〇〇	9	小学4年生		長等小学校
本人	大津 光	6	小学1年生		//
妹	大津 〇×	3	保育園		〇〇保育園
祖父	大津 Δ〇	68	会社員	090-xxx x-0xxx	〇〇〇〇滋賀支店
祖母	大津 Δ×	66	パート	090-xxx 0-00xx	〇×会社

備考 通所を開始する年度の学年を記入してください。通所登録の記載事項に変更があった場合、新年度の学年を記入してください。

児童本人も記入する

※ この欄は、記入しないでください。				受付印
新規	登録年月日	登録抹消年月日	備考	
再登録	令和 年 月 日	令和 年 月 日		

大津市立児童クラブ保育料等減免申請書

令和8年 〇月 〇日

(宛先)
大津市長

住 所 **大津市御陵町3-**

保護者氏名 **大津 太郎**

電 話 番 号 **(090)〇〇〇〇-〇〇〇〇**

提出日を記入

記入例

大津市立児童クラブの保育料等の減免を受けたいので、大津市立児童クラブの管理運営に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり保育料等の減免を申請します。

児 童 氏 名	大津 光		生年月日	令和元 年 〇月 〇日			
児童クラブ名	大津市立 長等 児童クラブ		1 学年				
減免等の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 保育料の免除 <input type="checkbox"/> 保育料の減額 <input checked="" type="checkbox"/> 間食費の免除 <input type="checkbox"/> 間食費の減額		該当する内容すべての <input type="checkbox"/> にチェックをする				
申請期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで						
申請理由	保育料	免除	<input type="checkbox"/> (1) 生活保護法による保護を受けているため <input checked="" type="checkbox"/> (2) 令和7年度分の市民税(令和6年度)が非課税であるため <input type="checkbox"/> (3) 負傷又は疾病のため月の全日数休んだため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> (4) 災害その他特別の事情があるため <input type="checkbox"/> 不慮の災害により生活の基礎となるものが壊滅したため <input type="checkbox"/> 児童がいわゆる不登校により全日数休んだため (8月長期休業期間除く)			通年で申請の場合、申請月から年度末までを記入する けがや病気で欠席したとき、月の全日数休んだ場合のみ申請できます。 (例)5/10~7/15の間休んだ場合、6/1~6/30の1ヶ月間のみ申請することが可能です。	
		減額	<input type="checkbox"/> (5) ひとり親家庭等であるため <input type="checkbox"/> (6) 兄弟姉妹がクラブに通所しているため			けがや病気で減免申請する場合、傷病名がわかる書類が必要です	
申請理由	間食費	免除	<input type="checkbox"/> (7) 負傷又は疾病のため月の全日数休んだため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> (8) 災害その他特別の事情があるため <input type="checkbox"/> 不慮の災害により生活の基礎となるものが壊滅したため <input type="checkbox"/> 児童がいわゆる不登校により全日数休んだため (8月長期休業期間除く)			(1) (2) (5) (9) (10) に該当する方は自署及び押印してください	
		減額	<input type="checkbox"/> (9) 生活保護法による保護を受けているため <input checked="" type="checkbox"/> (10) 令和7年度分の市民税(令和6年度)が非課税であるため			(1) (2) (5) (9) (10) に該当する方は自署及び押印してください	
保育料等減免の決定のために必要があるときは、申請者と同一世帯を構成する者の市民税の課税状況、生活保護に係る公簿を閲覧させることについて同意します。 令和8年 〇月 〇日 住 所 大津市御陵町3-1 保護者氏名 大津 太郎 (印)							

(1)~(10)の該当する理由すべてのにチェックをする

(2)と(10)を申請する方で令和7年1月2日以降、大津市に転入された方は前住所地の市区町村の令和7年度の市民税非課税証明書を添付してください

備考 1 該当する申請理由のに、レ印を付けてください。
2 申請理由の(1)、(2)、(5)、(9)、(10)に該当し、公簿の閲覧に同意される方は、同意書に署名、押印してください。

令和〇年 〇月 〇日

記入例

初めて延長保育の利用を申請する方はこちらの様式です。

住所 **大津市御陵町3-1**
 保護者氏名 **大津 太郎**
 電話番号 **(090)0000 - 0000**

提出日を記入する

延長保育を利用したいので、大津市立児童クラブ条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ 児童氏名	オオツ ヒカル 大津 光	生年月日	令和元 年 〇月 〇日
児童クラブ名	大津市立 長等 児童クラブ	1 学年	
申請できるのは毎月 〇時から <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで <input checked="" type="checkbox"/> 午後7時まで 1日又は15日から ※必ずどちらかの□にレ印をお願いします。			
利用希望期間	令和 〇年 〇月 〇日 ~ 令和 〇年 〇月 〇日		
申込理由	帰宅に時間を要し、両親ともに残業があるため 月末又は年度末まで		

(保護者の勤務状況)

保護者氏名	延長保育が必要な理由	続柄 (父)	大津 花子	続柄 (母)
勤務先名称	〇〇×大津支店		〇〇×病院	
所在地	大津市里一丁目〇×		大津市南小松〇〇×	
連絡先	Tel 077 (△△△△) 0000		Tel 077 (0000) △△△△	
勤務時間	9時00分から18時00分まで		8時30分から17時30分まで	
時間外・変則勤務の状況	毎日2~3時間の時間外勤務あり		毎日1時間の時間外勤務あり 月に2回の宿直勤務及び夜勤あり	
勤務先から児童クラブまでの交通手段と所要時間	交通手段 車 所要時間 1 時間 10 分		交通手段 徒歩、電車 所要時間 時間 30 分	

※承認期間中は、利用の有無にかかわらず延長保育料が発生します。

			受付印
新・再	入力	確認	
継	/		

大津市立児童クラブ延長保育利用中止(変更)承認申請書

記入例

すでに延長保育を利用中の方で、中止又は時間の変更をする方はこちらの様式です。

中止か変更か○で囲んでください

令和 ○年 ○月 ○日

提出日を記入する

大津市御陵町3-1

保護者氏名 **大津 太郎**

電話番号 (090)0000-0000

次のとおり延長保育の利用を中止したいので、
の規定により申請します。

中止
変更

大津市立児童クラブ条例第8条第3項

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則第4条第2項

フリガナ 児童氏名	オオツ ヒタル 大津 光		生年 月日	令和元 年 ○月 ○日
児童クラブ名	大津市立	長等	児童クラブ 1 学年	
中止(変更)内容	<input type="checkbox"/> 期間	利用期間「 年 月 日まで」を 「 年 月 日まで」に変更(中止)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 時間	利用時間「午後 7 時 00分まで」を 「午後 6 時 30分まで」に変更 (令和 ○年 ○月 1日 変更)		
中止(変更)理由	残業が減り、18時半までにお迎えに行けるようになる為。			

該当する内容の
□にチェックを
入れ、詳細をご
記入ください

中止・変更の場合は
月末までです

※ 利用中止は原則月末です。

※ 時間の変更は前月15日締め切りで、翌月1日からです。

※この欄は記入しないでください

入力	確認	受付印
----	----	-----

◇大津市立児童クラブ一覧◇

児童クラブ名	住 所	電話番号
小松児童クラブ	南小松 1 1 5 6 番地の 2	5 9 6 - 2 5 0 1
木戸児童クラブ	木戸 2 6 7 番地	5 9 2 - 0 1 6 6
和邇児童クラブ	和邇高城 5 0 番地の 3	5 9 4 - 3 9 1 9
小野児童クラブ	水明一丁目 3 7 番地 1	5 9 4 - 4 6 5 7
伊香立児童クラブ	伊香立下在地町 1 2 2 2 番地の 1 (令和 8 年 5 月に移転予定)	5 9 8 - 2 2 6 6 (令和 8 年 5 月に変更予定)
真野児童クラブ	真野四丁目 6 番 1 7 号	5 7 2 - 0 2 3 0
真野北児童クラブ	緑町 1 5 番 1 7 号	5 7 2 - 4 2 5 5
堅田児童クラブ	本堅田三丁目 8 番 3 号	5 7 2 - 2 5 2 2
仰木児童クラブ	仰木四丁目 1 5 番 8 号	5 7 2 - 1 1 2 1
仰木の里児童クラブ	仰木の里四丁目 4 番 1 号	5 7 4 - 1 8 7 0
仰木の里東児童クラブ	仰木の里東六丁目 1 番 2 号	5 7 2 - 3 1 1 0
雄琴児童クラブ	雄琴二丁目 1 6 番 1 号	5 7 8 - 5 8 6 0
日吉台児童クラブ	日吉台三丁目 3 3 番 4 号	5 7 9 - 5 1 6 8
坂本児童クラブ	坂本三丁目 1 2 番 5 7 号	5 7 8 - 6 4 6 8
下阪本児童クラブ	下阪本四丁目 1 0 番 1 号	5 7 8 - 4 2 4 6
唐崎児童クラブ	際川三丁目 3 8 番 2 号	5 2 2 - 6 6 0 0
志賀児童クラブ	錦織二丁目 9 番 2 9 号	5 2 5 - 3 1 4 0
山中比叡平児童クラブ	比叡平一丁目 4 5 番 4 号	5 2 9 - 2 4 7 1
藤尾児童クラブ	茶戸町 1 0 番 1 号	5 2 5 - 1 4 2 8
長等児童クラブ	大門通 1 1 番 2 7 号	5 2 6 - 0 9 9 8
逢坂児童クラブ	音羽台 6 番 2 6 号	5 2 6 - 2 4 4 0
中央児童クラブ	島の関 1 番 6 0 号	5 2 6 - 0 0 7 1
平野児童クラブ	馬場二丁目 1 3 番 1 5 号	5 2 5 - 0 7 3 7
膳所児童クラブ	中庄二丁目 8 番 1 7 号	5 2 4 - 2 9 7 2
富士見児童クラブ	富士見台 4 2 番 1 6 号	5 3 3 - 0 9 5 5
晴嵐児童クラブ	光が丘町 4 番 7 0 号	5 3 4 - 7 6 0 2
石山児童クラブ	石山寺三丁目 1 1 番 2 0 号	5 3 3 - 0 7 0 9
南郷児童クラブ	南郷一丁目 1 5 番 9 号	5 3 4 - 1 4 1 9
大石児童クラブ	大石東七丁目 7 番 3 4 号	5 4 6 - 7 7 3 4
田上児童クラブ	関津六丁目 1 9 番 1 号	5 4 6 - 3 0 4 8
上田上児童クラブ	平野一丁目 1 8 番 5 号	5 4 9 - 2 1 8 1
青山児童クラブ	青山三丁目 1 6 番 3 号	5 4 9 - 2 4 6 8
瀬田児童クラブ	大江四丁目 2 番 6 0 号	5 4 3 - 0 0 5 8
第 2 瀬田児童クラブ	大江五丁目 3 3 番 5 0 号	5 4 3 - 2 8 3 0
瀬田南児童クラブ	三大寺 1 番 1 1 号	5 4 5 - 6 4 0 2
瀬田東児童クラブ	一里山三丁目 4 番 1 号	5 4 3 - 1 8 1 3
瀬田北児童クラブ	大將軍一丁目 1 4 番 2 号	5 4 3 - 6 6 0 6

各種電子申請について

以下に記載のある申請については、パソコン及びスマートフォンからも申請ができます。大津市ホームページ内、児童クラブ課ページの電子申請リンクからアクセスいただくか、下記QRコードをスキャンして申請してください。

このQRコードは令和8年度の申請のみにご利用できます。

延長保育利用承認申請 ※はじめて利用する方



延長保育の利用を申請するページにつながります。延長保育については通所案内10ページを参照してください。

延長保育利用 中止（変更）承認申請 ※すでに利用している方



延長保育の利用の中止又は変更を申請するページにつながります。延長保育については通所案内10ページを参照してください。



通所登録抹消申出 （退所申出）



通所登録の抹消（退所）を申請するページにつながります。登録抹消については通所案内10ページを参照してください。

電子申請についてのお問い合わせは、児童クラブ課(077-528-2776)へご連絡ください。